

H 1 9 都技第 1 1 6 3 号
平成 1 9 年 1 0 月 2 2 日

関係各課・公所長 様

都 市 整 備 局 長

仙台市発注工事における過積載防止の取り組みの一部改正について（通知）

本市発注工事における過積載防止については、請負者が道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）及び土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 4 2 年法律第 1 3 1 号）（以下「ダンプ規制法」という。）等の法令事項を遵守するとともに、発注者として過積載パトロールを実施し積載量管理に努めているところです。

しかし、こうした取り組みを実施しているにもかかわらず、一部の現場ではあるものの市民からの情報提供等により過積載車両が確認されています。

過積載は、ブレーキ性能やハンドル操作の低下から交通事故を誘発するとともに、道路及び橋梁等の損傷の一因となるほか、エンジンや車体に過大な負荷をかけ、騒音、振動及び排気ガスの増大を引き起こし、環境悪化を招くものです。

つきましては、発注者として請負者及び下請負者等に対して、関係法令を遵守させるとともに過積載車両を工事現場から根絶するため、下記により工事監督・指導を徹底するようお願いいたします。

また、別添の資料を送付しますので参考として下さい。

なお、平成 1 5 年 8 月 2 9 日付都技号外は、廃止します。

記

1 適用年月日

入 札 形 態	適 用 年 月 日
制限付き一般競争入札となるもの	平成 1 9 年 1 1 月 1 日以降に公告を行うものから適用
従来型指名競争入札となるもの	平成 1 9 年 1 1 月 1 日以降に指名通知を行うものから適用

2 設計担当者は、過積載防止の取組について次の事項を仕様書（工事請負）に明示するものとする。

- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) ダンプ規制法に規定する表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車、さし枠装着車、荷台の下げ底等の不正改造車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないとともに、工事現場に出入りすることのないようにすること。

- (3) 過積載車両，さし枠装着車，不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等，過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い，又はさし枠装着車，不表示車等を土砂運搬等に使用している場合は，早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材等の購入に当たって，下請負者及び骨材等の納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 過積載を行っている骨材等納入業者から骨材等を購入しないこと。
- (7) 下請契約の相手方又は，骨材等納入業者を選択する際は，交通事故に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- (8) ダンプ規制法の目的に鑑み，法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ，同団体等への加入者の使用を促進するものとする。
- (9) 下請業者に対しても過積載防止の指導徹底を図ること。

3 施工計画書の作成に当たっては，以下の事項を含む過積載防止に関する計画を具体的に記載させること。

- (1) 土工期，土砂等搬出先及び搬出・搬入量，運搬方法，運搬経路，仮置きの有無及び仮置き場所，土砂等の掘削及び運搬に係る下請負者名，組織図及びその他必要な事項
- (2) 積載量の管理・点検方法，工事関係者への過積載防止への周知・啓発活動及びその他必要な事項

4 「過積載防止現場総点検」の実施に当たっては，抜き打ち点検による実態把握に努めること。

5 日常の監督業務においても，過積載防止に目を配り，違反等が確認された場合は，直ちに是正させるとともに文書指導を行い，過積載防止の徹底を図ること。

[資料]

1 過積載防止のための法規制

過積載を防止するための法規には、次の法令等がある。

1.1 道路交通法（昭和35年法律第105号）[第57条]

車両の運転手は、車検証に記載された最大積載量を超えた積載をして車両を運転することが禁止されてる。

1.2 道路法（昭和27年法律第180号）[第47条]

道路及び橋梁の保全並びに交通安全のため車両重量等の限度を車両制限令で定め原則としてこの制限を超える車両は道路を通行することが禁止されている。

なお、車両制限令第3条では、車両総重量の一般的な限度を20tとしている。

1.3 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）[第17条]

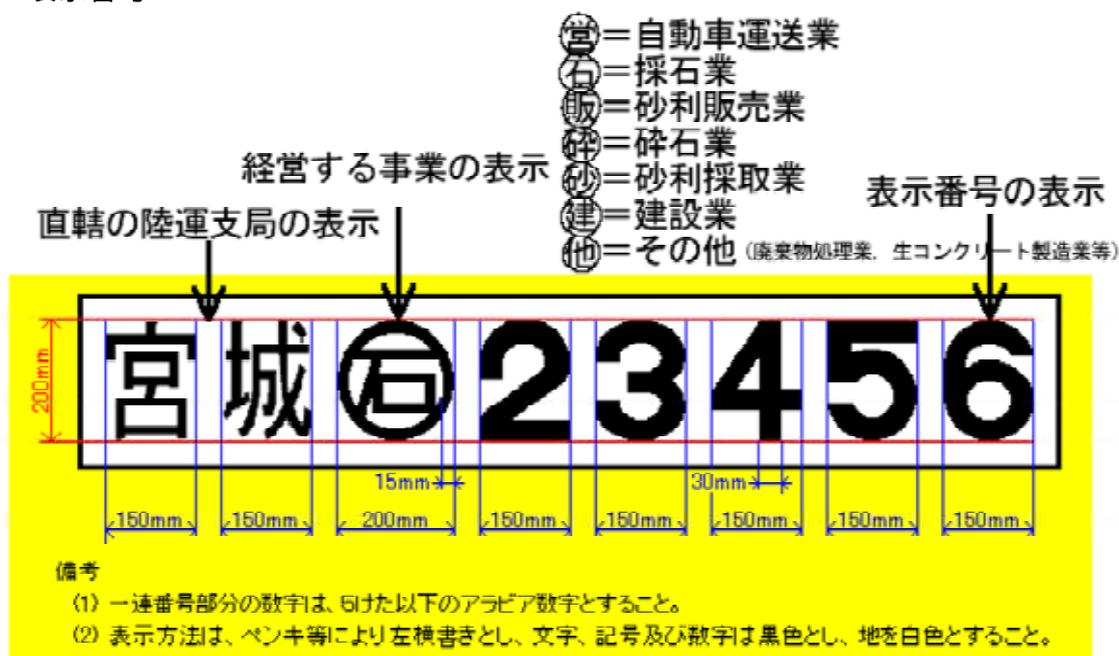
貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の引き受け、過積載を前提とする運行計画の作成及び運転者や従業員に対する過積載の指示が禁止されている。

1.4 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）(ダンプ規制法)

(1) 許可条件等の表示[第3条][第4条]

車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のダンプカー等（以下「大型ダンプカー」という）の使用者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を車両の荷台の両側面と後面に見やすいように表示することが義務付けられている。（図-1）

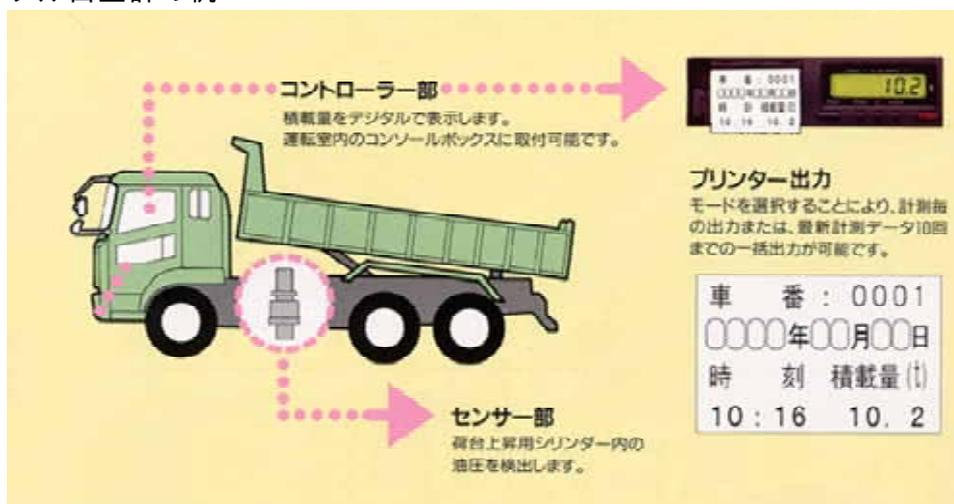
図-1 表示番号



(2) 自重計の設置[第6条]

大型ダンプカーの使用者は、積載重量を自動的に計量する装置（以下「自重計」という）を取り付けることが義務付けられている。（図-2）

図-2 デジタル自重計の例

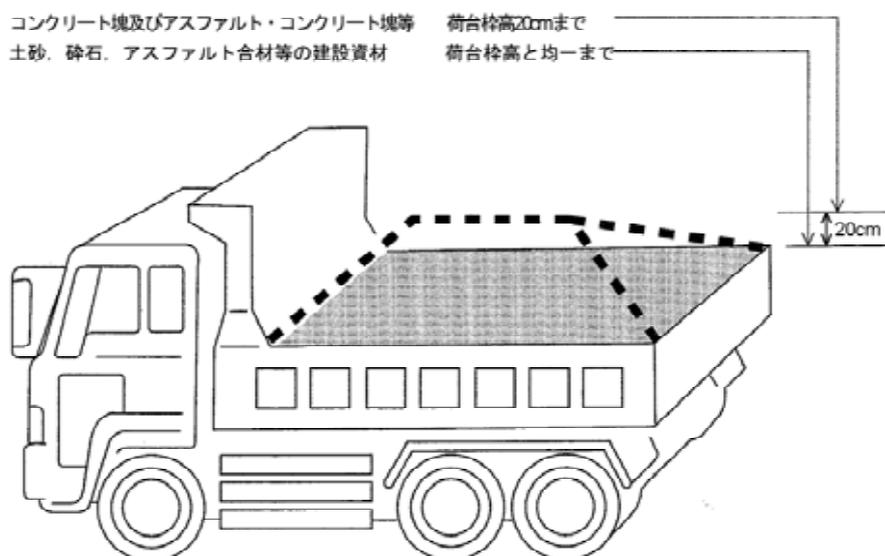


2 定量積載と過積載の判断の目安

土砂及び碎石・アスファルト合材等の建設資材は荷台枠高と均一までを定量積載と見なす。

また、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊等はガラの大きさ及び空隙等から荷台枠高から20cm上までを、定量積載量とみなし、過積載防止指導の目安とする。

ただし、土砂及び碎石・アスファルト合材等の建設資材については通常均した状態で運搬してない場合もあり、荷台枠高以上であっても均した場合、枠高均一までと判断できる時は定量による積載と見なす。



3 積載可能な重量及び大きさ等(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号) 抜粋)

(自動車の乗車又は積載の制限)

第22条 自動車の法第57条第1項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。

1. 乗車人員 以下省略

2. 積載物の重量は、自動車(ミニカー、特定普通自動車等及び小型特殊自動車を除く。) にあつては自動車検査証、保安基準適合標章又は軽自動車届出済証に記載された最大積載重量(大型自動二輪車及び普通自動二輪車で乗車装置又は積載装置を備えるものにあつては60キログラム、第12条第1項の内閣府令で定める大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーについては120キログラム) を、ミニカーで積載装置を備えるものにあつては30キログラムを、特定普通自動車等で積載装置を備えるものにあつては1,500キログラムを超えない範囲内において内閣府令で定める重量を、小型特殊自動車で積載装置を備えるものにあつては500キログラムをそれぞれ超えないこと。ただし、前号の締約国登録自動車にあつては、車両の保安基準に関する規定により定められる最大積載重量を超えてはならないものとする。

3. 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。

イ 長さ

自動車の長さ(その長さの10分の1の長さを加えたもの(大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さ(大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の長さ) に0.3メートルを加えたもの))

ロ 幅

自動車の幅(大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅(大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の幅) に0.3メートルを加えたもの))

ハ 高さ

3.8メートル(三輪の普通自動車並びにその他の普通自動車で車体及び原動機の大きさを基準として内閣府令で定めるもの(大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては2メートル) からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの))

4. 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。

イ 自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さ(大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の前後から0.3メートル) を超えてはみ出さないこと。

ロ 自動車の車体の左右からはみ出さないこと(大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、その乗車装置又は積載装置の左右から0.15メートルを超えてはみ出さないこと。)